10052

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　６年　４月　１日　至　令和　７年　３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　中村医院

① □ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

② □ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県玖珂郡和木町和木２丁目９番１０号

(3) 設立認可年月日　　平成２年１２月　１日

(4) 設立登記年月日　　平成２年１２月１２日

２　事業の概要

(1) 本来業務

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	中村クリニック	3517211029	山口県玖珂郡和木町和木２丁目９番１１号	一般病床０床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　６年　５月３０日　　令和５年度決算の決定

令和　６年　５月３０日　　令和６年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) その他

様式２

法人名　医療法人　中村医院
所在地　山口県玖珂郡和木町和木２丁目９番１０号

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和　７年　３月３１日現在）

１．資　産　額　176,711 千円
２．負　債　額　3,800 千円
３．純　資　産　額　172,911 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		133,352
Ｂ　固　定　資　産		43,109
Ｃ　繰　延　資　産		250
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	176,711
Ｄ　負　債　合　計		3,800
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	172,911

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　中村医院
所在地　山口県玖珂郡和木町和木２丁目９番１０号

※医療法人整理番号						

貸　借　対　照　表

（令和　７年　３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	133,352	Ⅰ 流動負債	3,800
Ⅱ 固定資産	43,109	Ⅱ 固定負債	0
１ 有形固定資産	10,477	負債合計	3,800
２ 無形固定資産	73	純資産の部	
３ その他の資産	32,559	科目	金額
Ⅲ 繰延資産	250	Ⅰ 出資金	20,000
		Ⅱ 積立金	152,911
		純資産合計	172,911
資産合計	176,711	負債・純資産合計	176,711

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　中村医院
所在地　山口県玖珂郡和木町和木２丁目９番１０号

※医療法人整理番号						

損　益　計　算　書

（自　令和　６年　４月　１日　至　令和　７年　３月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	172,709
2 事業費用	172,780
本来業務事業損失	71
事業損失	71
Ⅱ 事業外収益	8
Ⅲ 事業外費用	0
経常損失	63
Ⅳ 特別利益	150
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	87
法人税等	208
当期純損失	121

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　中村医院
理事長　　中村　浩二　様

私は、医療法人中村医院の令和06会計年度/(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　7年　5月26日
医療法人　中村医院
監　　事　花井　直子